

医療関係者の皆様へ

児童相談所に  
通告すべきか  
判断に迷う

# 児童虐待対応を 相談できます

福岡市児童虐待防止医療ネットワーク

児童虐待が疑われる  
保護者への対応が

不 安

限られた診療時間の中で、  
子どものケガなどが、  
児童虐待によるものかどうか、  
児童相談所に通告すべきかどうか、  
**判断に迷う**ことはありませんか？

児童虐待が疑われる保護者への対応に、  
**不安**はありませんか？

児童虐待を見逃してしまう  
可能性はありませんか？

解決方法があります。  
福岡市児童虐待防止医療ネットワークの  
**拠点病院等**に相談してください。

児童虐待に関する知識や  
被虐待児の診療経験を十分に有する  
**医師等**が対応します。



# 被虐待児の診療経験が豊富な医師等による相談対応

福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業では、主な二次医療機関が、地域の医療機関の皆様からの児童虐待対応に関する相談に対応するため、拠点病院を中心とした相互連携の医療ネットワークを構築しています。

児童虐待に関する知識や被虐待児の診療経験を十分に有する医師等の専門家が、地域の医療機関の皆様との直接コミュニケーションで、適切な児童虐待対応のためのサポートをします。

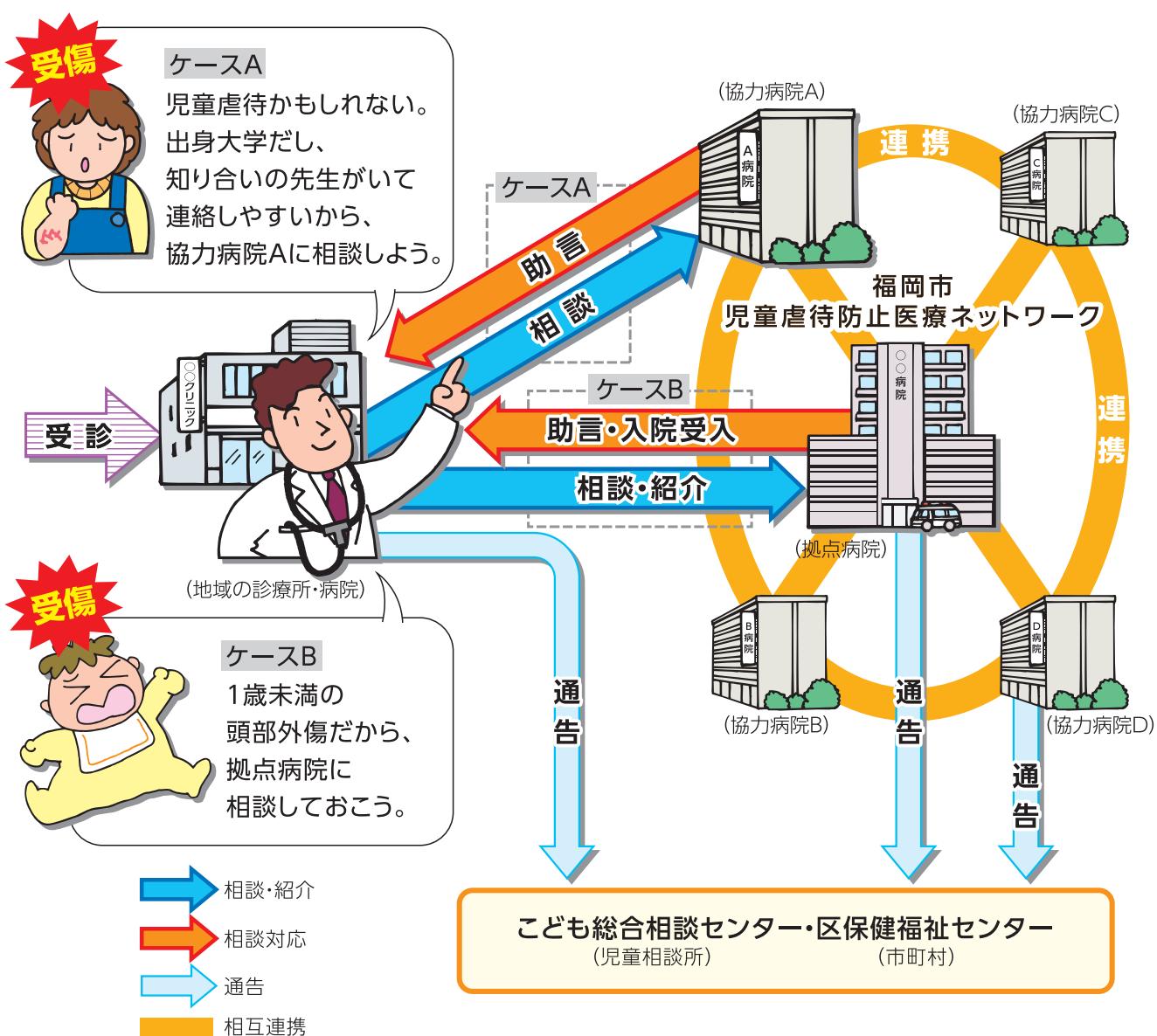
(拠点病院等の連絡先は6ページをご参照ください。)



同じ医療関係者に相談できる安心感!  
医療機関の視点に立った助言が受けられます



拠点病院等に、紹介も含めて、対応相談ができます



# 拠点病院等への相談・紹介が有益なケースの例

## ◆身体的虐待が疑われるケース

- ・保護者の説明に矛盾がある外傷や骨折、熱傷
- ・新旧混在の外傷痕、多数の出血斑
- ・四肢体幹内側など外から見えにくい部分の傷

## ◆性的虐待が疑われるケース

- ※低年齢の性感染症は拠点病院等に迷わず紹介してください。
- ・肛門や性器及び性器周辺の外傷
  - ・若年妊娠
  - ・子ども自身からの性的虐待被害の訴え

## ◆ネグレクトが疑われるケース

- ・脱水症状や低栄養で衰弱
- ・体重増加不良
- ・不自然な成長曲線カーブ  
(原因不明若しくは説明のつかない発育発達遅延)
- ・重度の急性・慢性疾患を放置  
(手術や輸血、ステロイド治療などを拒否)
- ・大人の監護のない状況で長時間放置
- ・未治療の齶歯が多く、必要な歯科診療を行わない

## ◆心理的虐待が疑われるケース

- ・家族内の暴力や暴言を見聞きする
- ・親子心中企図
- ・親の自殺企図を目撃する

**CAUTION**

チェックリストの  
いずれかに該当する場合は、  
拠点病院等に  
相談してください。

### 【特に注意が必要な小児の外科系診療科受診時のチェックリスト】

受傷原因が不注意によるものであったとしても、フォローが必要なケースです。

- 4ヶ月未満の転落     1歳未満の頭部外傷     3歳未満の骨折  
 3歳未満の熱傷     受傷から受診までの時間が空いている

## 相談された方の声



乳児の身体的虐待が疑われる事案で、拠点病院に相談しました。  
明らかに虐待と判断できる所見はなかったのですが、  
乳児の頭部外傷というケガの状況から、紹介・診察依頼の後、  
精査加療目的で拠点病院に入院となりました。  
また、拠点病院への紹介について、保護者への説明の仕方についても  
助言があり、スムーズに拠点病院に紹介することができました。

# 医療機関に求められる役割

## ◆児童虐待の早期発見

- 医療関係者は、児童虐待の第一発見者になります
- 虐待を受けた子どもが受診するのは小児科とは限りません
- 院内に虐待対応の経験のある小児科医がない場合は、拠点病院等に相談を!

(児童虐待の防止等に関する法律第五条)

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。  
2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

## ◆児童虐待に係る通告

- 児童虐待が明らかな場合は、児童相談所・市町村に通告を!
- 児童虐待疑いの場合でも通告が必要です(義務規定)
- 虐待有無の判断に迷う場合は、拠点病院等に相談を!
- 保護者とのトラブル対応についても、助言できます

(児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項)

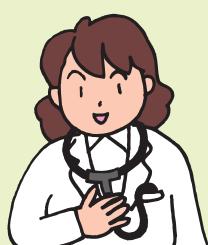
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

## ◆通告義務は守秘義務に優先

- 児童虐待通告は守秘義務違反に問われません

(児童虐待の防止等に関する法律第六条第三項)

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。



初めての児童虐待の事案で、対応に苦慮していたのですが、知り合いの先生がいる協力病院に相談したところ、どこに、どのタイミングで、どのように対応すればいいか助言があり、心強かったです。今後も児童虐待の事案があった際は、協力病院に相談しようと思います。

(B小児科クリニック)

# 福岡市における児童虐待防止医療ネットワーク

※相談は拠点病院 or 協力病院のどちらでも構いません。

※相談内容によっては、協力病院は拠点病院と連携して対応します。

※まずは電話で相談してください。

## 拠点病院（夜間・土日祝日を除く）

区	医療機関名	担当部署	住所	電話／FAX
城南	福岡大学病院	児童虐待専門 コーディネーター	〒814-0180 七隈7-45-1	電話 801-1011(代) FAX 862-8200(代)

## 協力病院（夜間・土日祝日を除く）

区	医療機関名	担当部署	住所	電話／FAX
東	九州大学病院	医療連携センター (こども虐待対応MSW)	〒812-8582 馬出3-1-1	電話 642-5167 FAX 642-5224
東	福岡市立こども病院	地域医療連携室	〒813-0017 香椎照葉5-1-1	電話 692-3316 FAX 692-3318
博多	千鳥橋病院 (外傷不可)	医療社会科(小児担当) 小児科	〒812-8633 千代5-18-1	電話 641-2761(代) FAX 633-3311(代)
南	福岡赤十字病院 (外傷不可)	小児科 (医療ネットワーク担当)	〒815-8555 大楠3-1-1	電話 521-1211(代) FAX 522-3066(代)
南	福岡病院 (外傷不可)	小児科 (医療ネットワーク担当)	〒811-1394 屋形原4-39-1	電話 565-5534(代) FAX 566-0702(代)

児童虐待通告は、夜間・土日祝日も含め、  
**福岡市こども総合相談センター**にしてください。

児童虐待通告

電話 **092-833-3000**

(24時間対応)

# 医療ネットワーク連絡票

## ●下記内容をまずは電話でお知らせください。

その後、必要に応じ、この連絡票をコピーのうえFAXしてください。

(拠点病院及び各協力病院の連絡先は6ページをご参照ください。)

## ●現段階で把握している範囲でご記入ください。

## ●この連絡票のみでは、診療情報提供料は算定できませんので、ご了承ください。

年      月      日

### 病院

(医療ネットワーク担当)      御中

紹介元医療機関名

診療科名

担当者名

電話番号

FAX番号

患児の性別・年齢	男 · 女	歳	か月
傷病名や特性 (疑いを含む)			
養育の状況	<p>・子どもの状況</p> <p>・親や家庭の状況</p> <p>・親子のかかわり方</p>		
拠点病院等紹介について 保護者への説明内容			
情報提供の目的とその理由			



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

## 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業

事務局連絡先

福岡大学病院 庶務課 児童虐待防止医療ネットワーク担当

〒814-0180 福岡市城南区七隈7-45-1

電話 801-1011(代) FAX 862-8200(代)

E-mail syomu@adm.fukuoka-u.ac.jp